確 認 表【メーカー記入例】

五江	10:	しし	B 未 n · l	木	水西米 加			段り、対	小 殿后庠	
項目		確	認	т古	Ħ				別添書類	頣
番号		1/注	心心	項	目			番号	名	称
2	倉庫	車の種類ごとに国土交通大臣の気	⋛める建築基準	基法その(也の法令の規定	に適合してい	いること			
	2-13	をマークし、2-2、2-3のうち該当する:	ものにマークする	ること。)						
	1	建築基準法の規定に適合している。 条第1項、港湾法第40条第1項、 ら該当する規定に適合している。								
	2	□ 高圧ガス保安法第5条第1項又は第	2 項の規定に適合	している						
	3	□ 食品衛生法第52条第1項の規定に	.適合している							
3		土地に定着し、かつ、屋根及び	周囲に壁を有	する工作	物であること					
4	軸糸	組み、外壁又は荷ずり及び床の引	_ 歯度が、国土3	を通大臣の	の定める基準に	適合している	ること			
	(4-1	1,4-2のいずれかをマークを	<u> </u>			,)			
	1	□ 軸組み、外壁又は荷 001	N/m ⁱ 」 の荷重に	耐える	を有しているとめ	oi la				
	2	一								
	3	□ Ftが3, 900 N/m [*] 以上の ^{#±1-±1} え		/ /		$\triangle \perp \perp \perp$				
5			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	足る					している	こと
	(5–1	1から5-3をマークし、5-4、5-5レ。レンずォレかを ፲፰፰					するものに	マークするこ	(.ع =	
	1	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□								
	2	│		上有効な構:	造であると認められ	ເວ				
	3	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			- III I II - I - I - I					
	4	倉庫又は倉庫に隣接して設けられて いない								
	5	倉庫又は倉庫に隣接して設けられた ている	設備の内部に桶又	はこれに伴	う排水路若しくはか	くを使用する設備:	が設けられ 			
		1 公樋にあっては、十分な水勾面	₽がとられており、 	かつ、溢水	を防ぐための十分を	な防水措置が講じ	られている			
		2 水を使用する設備から倉庫内へ	への水が浸透しなし	いよう適切な	:措置が講じられて	いる				
		3 □ 竪樋又は水を使用する設備に作 の他のこれらと同等の材質のも					ニール管そ			
		4	値する排水路にあっ	っては、十分	·な水勾配がとられ [·]	ているとともに、	溢水防止の			
9	1	食物等を取り扱う施設その他のB L有効な構造又は設備を有する。		り定めるカ	施設に近接する	倉庫にあって	には、国土	:交通大	臣の定めん	る災害防
	(9-	-1、9-2のいずれかをマークすること。	なお、9-2の場合	♪は9-2-1か	ら9-2-4のうち該	当するものにマ	ークするこ	(ع		
	1	□ 付近に火気取扱施設、業務上火気取	.扱施設、危険物等	取扱施設が	存在しない					
	2	一 付近に火気取扱施設、業務上火気取	.扱施設、危険物等 	取扱施設が	存在する					
		1 火気取扱施設、業務上火気取扱できる自立した工作物が設ける		双扱施設と当	該倉庫との間に災	書防止に目的を達	することが			
		2 以気取扱施設、業務上火気取扱に設けられた開口					、当該倉庫			
		付近に火気取扱施設、業務上り 要部分について防火構造であり める防火戸を有する								
		付近に危険物取扱施設が存在する 4 満造または準耐火構造であり、 第1号に規定する構造の防火層	かつ、当該部分に							

項目						別添書類				
番号									番号	名 称
1 0	倉庫	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあっては、光熱が進が、国土交通大臣の実めるトニスにより区画されていること。								施設が設けられて
	1	いる場合にあっては、当該設備が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること (10-1、10-2のいずれかをマークすること。10-2の場合は10-2-1、10-2-2のいずれかをマークすること)								
	1									
	2									
	倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物であって、火気を使用する施設又は危険物等を取									
		1	□ り扱う施設が建築基	準法施行令第	112条第1	0項、第1	1項、第15項、	及び第16項並びに第115条 防火設備により区画されている		
		2						気を使用する施設又は危険物等 壁により区画されている		
								ころにより消火器等の		
1 1	│									
			第6条の規定を適一						Ш.	
1 2	国	国土交通大臣の定める防御と与効な構造及び設備を行っていること								
	(1:	(12-1から12-4をマークし、1								
	1 □ H入口に扉を有し、カ 備 ている 2 □ 侵入のおそれがある陽 鋭 気等 で防ぐ措置が れてい									
	2		侵入のおそれがある開		る等	た防ぐ措置			\perp	
	3		夜間、倉庫の出入口周辺 設けられている	部の地上高 1.	5m部分にお	いて、2ル	クス以上の照度が	確保できるように屋外に照明が		
	4		倉庫における盗難、火災 に定める警備業務用機械					140年法律第117号)第2条第5項		
	5							ない部分が存在する場合にあっ ような措置が講じられている		
	6		倉庫が設けられている建	物内に、当該負	倉庫に隣接して	て当該倉庫の	事業の用に供しフ	ない部分が存在しない		
2 1		倉庫	車内の要所に、倉庫	内と外部と	の連絡のカ	こめの通転	8機その他の	設備を有すること		
2 2	冷直	哉室(の保管温度が常時摂	氏10度以	人下に保た:	れるもの	として国土交	通大臣の定める基準を活	満たして	いること
	(2:	(22-1から22-4までのいずれかをマークし、22-1の場合は、22-1-1、22-1-2をマークすること)								
	1	▽	冷凍能力の基準及び冷却	管の冷却面積の	の基準を満たし	している(圧	縮式冷凍機を使用	用しない場合を除く)		
		1	▽ 冷凍機の冷凍能力が	「冷蔵室等に係	る熱損失の合	計以上である	3		6 −1 6 −2	熱損失計算書 冷凍機仕様書
		2	▽ 冷蔵室の冷却管の冷 ▽ にあっては、ブライ	計却面積が、当 ン冷却器に係	該冷蔵室に係 る冷却管の冷	る冷却面積り 却面積が、	以上であるのに加 当該ブライン冷却	え、間接膨張式の冷凍機の場合 器に係る所要面積以上である	6-3 6-4	所要冷却面積計算書 冷却管仕様書
	2		冷却試験により、当該冷	蔵室において	盛夏時に所要の	の保管温度を	維持する能力がる	あると認められる		
	3		過去の温度記録により、	当該冷蔵室に	おいて盛夏時に		温度を維持する値	 能力があると認められる		
	4		民間の検査機関による検 られる	査等により、	当該冷蔵室にお	おいて盛夏時	に所要の保管温原	度を維持する能力があると認め		
2 3		見も	やすい場所に冷蔵室	の温度を表	示する温原	度計が設(ナられている	こと		

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

平成××年××月××日

(株)〇〇冷凍設備製作所 印